

邑楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例

申請書等作成の手引

令和5年4月

邑楽町建設環境課

用語の説明

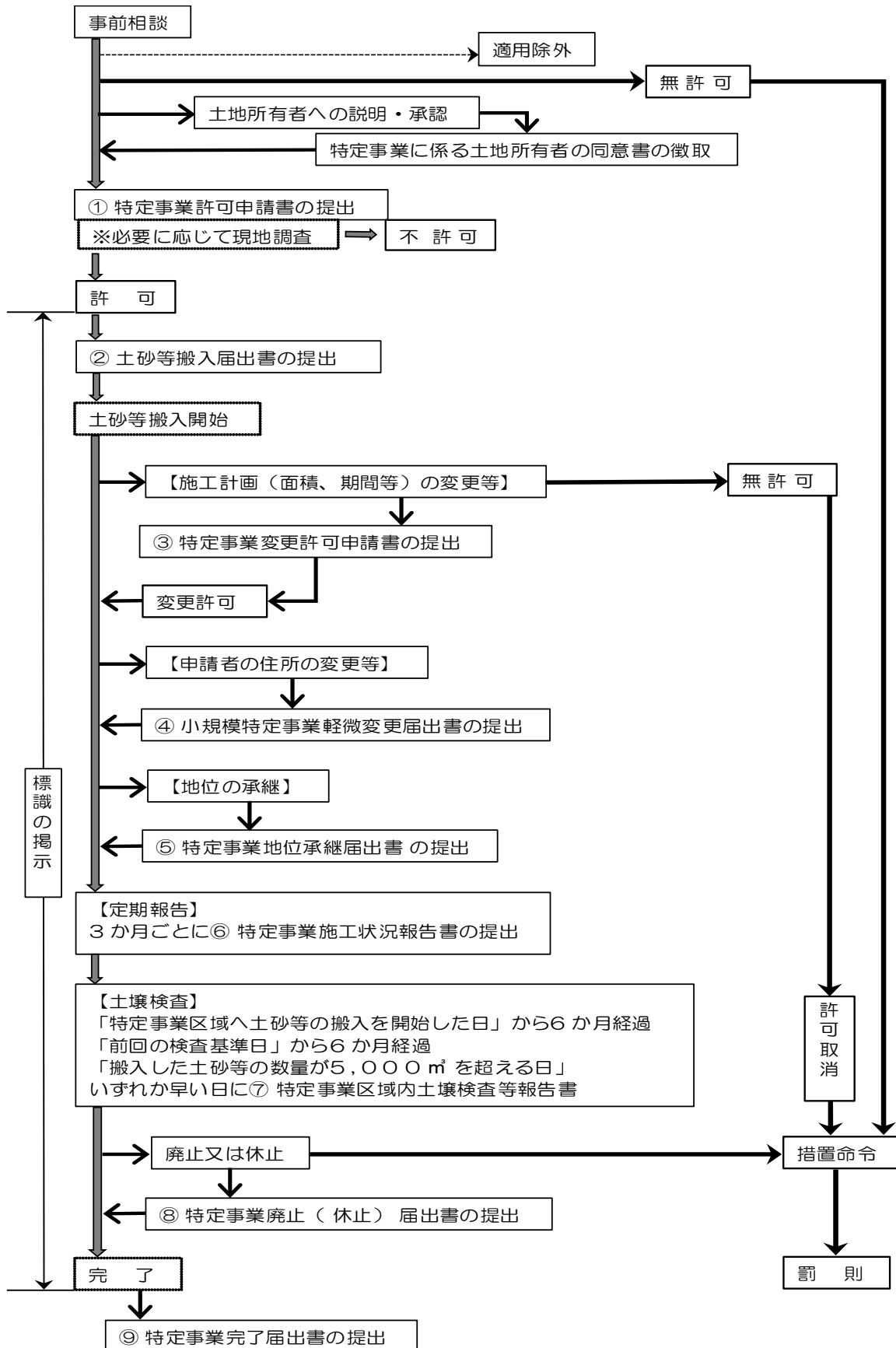
この手引で使用している用語の意味は次のとおりです。

- 1 「土砂条例」
 邑楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例（令和5年邑楽町条例第9号）
- 2 「土砂施行規則」
 邑楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和5年邑楽町規則第12号）
- 3 「土砂等」
 土砂、岩石等及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）
- 4 「埋立て等」
 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）
- 5 「土砂等埋立等区域」
 土砂等による埋立て等を行う区域
- 6 「特定事業」
 土砂等埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該土砂等埋立等区域の面積が500㎡以上であるもの。特定事業を行うには、原則として町長の許可が必要です。
- 7 「特定事業区域」
 特定事業の用に供する区域
 土砂等埋立等区域に加えて、現場事務所や駐車場、排水施設等の区域が含まれます。
- 8 「土壌検査」
 土砂等を採取し、その土砂等に含まれている有害な物質の濃度を測定するもの
- 9 「水質検査」
 特定事業区域から排出される水がある場合に、その水を採取し、その水に含まれている有害な物質の濃度及び水素イオン濃度を測定するもの

目次

I 邑楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例のしくみ	4
II 特定事業を実施する上での留意事項	9
III 申請・届出・施工方法等	13
IV 埋立て等施工中の土壌検査	17
V 埋立て等施工中の水質検査	22
VI 標準図	26
別記1 特定事業許可申請書の記載要領	28
別記2 特定事業の施工に関する（変更）計画書	38
別記3 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止 に関する計画書	43
別記4 土砂等搬入届出書の記載要領	46
別記5 車両の表示要領	47
別記6 特定事業施工管理台帳の取扱要領	47
別記7 特定事業変更許可申請書の記載要領	49
別記8 特定事業軽微変更届出書の記載要領	51
別記9 特定事業地位承継届出書の記載要領	52
別記10 特定事業完了届出書の記載要領	54
別記11 特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領	55
別記12 擁壁の基準	56

I 邑楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例のしくみ
 (特定事業許可手続きの流れ)



1 特定事業を行う場合

(1) 特定事業に係る者の責務

邑楽町内で特定事業を行う場合、特定事業に係る者は、条例の目的を念頭に置き、次の土砂条例に規定された責務、義務等を負うこととなります。

(土砂等による埋立て等を行う者の責務)

第4条 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努め、並びに環境の悪化及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。

2 土砂等による埋立て等を行う者は、特定事業を施工するに当たり、あらかじめ当該事業の施工に係る土地周辺関係者の理解を得るように努めるとともに、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもって解決に当たらなければならない。

(施工管理者の義務等)

第5条 施工管理者(特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)は、特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。

2 特定事業の施工に従事する者は、施工管理者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 土地所有者若しくは土地を占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、土砂等による埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該事業による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業を行う者に対して、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 第13条の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

(土砂等を排出する者等の責務)

第7条 土砂等を排出する者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めるとともに、当該排出する土砂等による埋立て等が行われる場合にあっては、適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力しなければならない。

- 2 土砂等を運搬する者（以下「土砂等運搬者」という。）は、土地の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。
- 3 土砂等運搬者は、土地の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、土砂等が発生し、又は採取される場所（以下「発生場所」という。）が異なる土砂等が混ざり合わないように必要な措置を講じなければならない。

※ 許可が不要な事業でも、次のとおり、汚染された土砂等による埋立てを行ってはなりません。また、土地の埋立て等による崩落等の防止措置等を講じなければなりません。

第10条 何人も、土壌基準に適合しない土砂等（以下「汚染された土砂等」という。）による埋立て等を行ってはならない。

- 2 町長は、汚染された土砂等による埋立て等が行われているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者又は土地所有者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を命ずることができる。
- 3 町長は、汚染された土砂等による埋立て等が行われたことを確認したときは、速やかに当該土砂等埋立等区域の周辺の地域の住民に情報を提供するとともに、当該埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行った者が当該埋立て等をするのを助けた者があるときは、その者を含む。）又は土地所有者に対し、期限を定めて埋立て等をされた土砂等（当該埋立て等により土壌基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を除去若しくは防止するために必要な措置を命ずることができる。

（土地の埋立て等による崩落等の防止措置等）

第11条 土砂等による埋立て等を行う者又は土地所有者は、当該土地の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

- 2 町長は、土地の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土地の埋立て等を行い、若しくは行った者又は土地所有者に対し、期限を定めてこれらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者

がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。

2 許可が必要な場合

邑楽町内で土砂等埋立等区域の面積が 500㎡以上の特定事業を行う場合は、原則、特定事業許可申請書（別記様式第2号）を提出し、町長の許可を受けなければなりません。（条例第12条）

3 許可が不要な場合

次の土砂等埋立等行為については、土砂条例の許可が不要です。不明な点等ある際は、事前相談をお願いします。

- ① 土砂等埋立等区域の面積が 500㎡未満の土砂等埋立等行為
- ② 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- ③ 国並びに地方公共団体国及び地方公共団体に準ずる団体が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）地方公共団体に準ずる団体とは、土砂施行規則で定める次のとおりです。
 - ・ 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社
 - ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区、同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第95条第1項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第3条に規定する資格を有する者
 - ・ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により都道府県知事の認可を受けた者、第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第51条の2第1項に規定する認可を受けた株式会社
 - ・ 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
 - ・ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - ・ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ・ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

- 日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に規定する日本下水道事業団
 - 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、町長が地方公共団体に準ずる者として認定した者
- ④ 採石法の認可を受けた採取計画に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等
 - ⑤ 砂利採取法の認可を受けた採取計画に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等
 - ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等
 - ⑦ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の許可を受けて行う土砂等による埋立て等
 - ⑧ 土砂条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
 - ⑨ 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
 - ⑩ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等
 - ⑪ 主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等

II 特定事業を実施する上での留意事項

1 他法令による規制の確認

特定事業の実施場所、規模及び態様等によっては、他法令の規制を受ける。この場合、土砂条例に基づく許可とは別に各法令に基づく手続が必要であるため、特定事業の許可申請を行う前に、他法令による規制の有無を十分確認すること。

主な他法令としては、次表に掲げたようなものが想定される。

法令の名称	必要な手続
都市計画法	開発許可
森林法	林地開発許可、伐採届
農地法	農地転用許可
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	開発事業の承認
文化財保護法	発掘調査
土壌汚染対策法	形質変更の届出
河川法	河川区域の土地の掘削等の許可

2 土地所有者等への説明等

特定事業区域が借地の場合は、許可申請書に特定事業に係る土地所有者の承認書（別記様式第5号）を添付してください。

承認を受ける際は、後日紛争等が生じることがないように、事業計画の内容を土地所有者に十分説明してください。

また、土地所有者だけでなく、隣接地所有者等近隣住民に対しても、事業開始前に事業計画の内容を説明し同意を得るとともに、事業開始後は、施工に伴う騒音・振動の抑制、土砂搬入車両の運行配慮その他特定事業に関する要望等への対応に努めてください。

3 土砂等の搬入の制限

次に掲げる土砂等は、特定事業区域に搬入できません。

- ① 土砂条例で定められている土壌基準に適合していないもの
- ② 改良土（セメントや石灰等を混合し、化学的安定処理をしたもの）
- ③ 群馬県外又は役場を中心に半径20km圏内以外から搬出されたもの
- ④ ストックヤード等に一時的に仮置きしたもの
- ⑤ 建設省令（現：国土交通省）（※）で定める第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの

※ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第19号、H13.3.29 国土交通省令第59号）

⑥ 産業廃棄物に該当する汚泥

4 特定事業を行うことができる期間

特定事業の許可申請をする場合、特定事業を行う期間は3年を超えることはできません。

また、許可を受けた後に特定事業の期間の延長を申請する場合、延長後の期間は、当初許可期間の満了する日から起算して1年を超えて特定事業の期間の変更をすることはできません。

5 土砂等の搬入の事前届出

特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出場所ごとに、搬入しようとする日の10日前までに町長に土砂等搬入届出書（別記様式第8号）を提出してください。

土砂等搬入届出書には、土砂等排出元証明書（別記様式第9号）、検体試料採取調書（別記様式第10号）や土壌検査証明書（別記様式第11号）等を添付してください。

また、同一の排出場所からの特定事業区域への土砂等の搬入量が5,000m³を超えるときは、5,000m³を超えるごとに排出元で新たに土壌検査を行い、土砂等排出元証明書、検体試料採取調書や土壌検査証明書等を添付して、土砂等を搬入しようとする日の10日前までに届け出てください。

土壌検査の試料とする土砂等の採取は、「Ⅳ 埋立て等施工中の土壌検査」③（p.18）と同様に実施してください（図-2（p.26）参照）。

6 施工管理等

特定事業の許可を受け、施工するに当たっては、次の点等を遵守するとともに、施工管理者が適切に管理し、許可どおり施工されるよう計画的に施工してください。

- 許可を受けた施工計画（別記2 特定事業の施工に関する（変更）計画書（p.38））に則って施工するとともに、周辺地域の生活環境保全・災害発生防止計画（別記3 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書（p.43））に則って対応してください。
- 特定事業施工管理台帳（別記様式第18号）は、特定事業区域又は最寄りの事務所・事業所内に備え付け、特定事業区域に搬入された土砂等の「搬入時刻」、「搬入車両の登録番号・運転者の氏名」、「数量」等を毎日記載すること。

また、事務所・事業所内には、特定事業施工管理台帳とともに特定事業許可に係る申請書、届出書、報告書及びその添付書類の写しを備え付け、利害

関係者が随時閲覧できるようにしておいてください。

- ・ 特定事業区域に土砂等を搬入する場合には車両の見やすい箇所に土砂等の搬入に供する車両である旨を表示し、搬入を委託する場合にはその旨を表示させるよう努めること。

7 定期報告

許可事業者は、許可を受けた日から3か月ごと（月の中途において許可を受けたときは許可を受けた日の属する月を1か月とみなす）に、遅滞なく、特定事業施工状況報告書（別記様式第19号）を提出し、特定事業区域に搬入された土砂等の数量等を町長に報告してください。

また、特定事業施工状況報告書には、毎日記載した特定事業施工管理台帳の写しを添付してください。

8 事業内容の変更

許可を受けた特定事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更（特定事業を行う期間の短縮、搬入する土砂等の数量の減少等）を除き、事前に変更の許可を受けてください。

また、軽微な変更であっても、変更のあった日から14日以内に特定事業軽微変更届出書（別記様式第7号）を提出してください。

9 土壌検査及び水質検査の実施

特定事業区域内の土壌検査及び水質検査は6か月ごとに実施し、報告期限（土壌検査等の義務を負った日（p.17の①・p.22の②参照）から1か月を経過する日）までに特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第20号）を提出し、検査結果を町長に報告してください。

また、6か月経過しなくても、土砂等埋立等区域に搬入した土砂等の数量が5,000m³を超えるときは、5,000m³を超えるごとに検査を実施してください。

なお、特定事業完了時にも検査を実施（報告期限は町長が定める日）してください。

試料の採取には、必要に応じて町の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整してください（採取する試料数は土砂等埋立等区域の面積によって異なる。）。

10 立入検査への対応

特定事業の施工期間中は、町の担当職員が随時立入検査を実施します。

検査の結果、問題が認められた場合は改善を指示しますので、従ってください。

11 汚泥、汚染された土砂等への対応

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）」等に定める基準に適合しない汚染された土壌砂等は、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理しなければなりません。

12 完了届について

特定事業を完了したときは、完了した日から10日以内に特定事業完了届書（別記様式第13号）を提出し、特定事業が施工計画等に適合しているか否かの町の確認を受けてください。

また、特定事業完了後、土壌検査及び水質検査を実施し、その結果を町長に報告してください。

13 申請手数料について

申請手数料は、次のとおりです。

- ・ 特定事業許可申請手数料 1件につき 30,000円
- ・ 特定事業変更許可申請手数料 1件につき 20,000円

14 原本還付を請求することができる書類

申請者及び届出者は次の書類について、原本の複写（コピー）を提出することにより、原本の還付を請求することができます。

- ① 登記全部事項証明書
- ② 住民票の写し
- ③ 直近3年分の納税証明書
- ④ 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

15 その他申請、届出等提出に係る留意事項

- ・ 申請、届出等を行政書士等が代理する場合、申請書等には、委任状を必ず添付してください。
- ・ 申請、届出等の提出部数は1部とする。控えが必要な場合には、別途用意してください。
- ・ 特定事業の許可後に変更許可申請、各種届出（特定事業地位承継届出書を除く。）をする場合は、特定事業の許可を受けた者が行うこと。許可を受けた者以外からの申請、届出は受け付けられません。

Ⅲ 申請・届出・施工方法等

許可申請準備

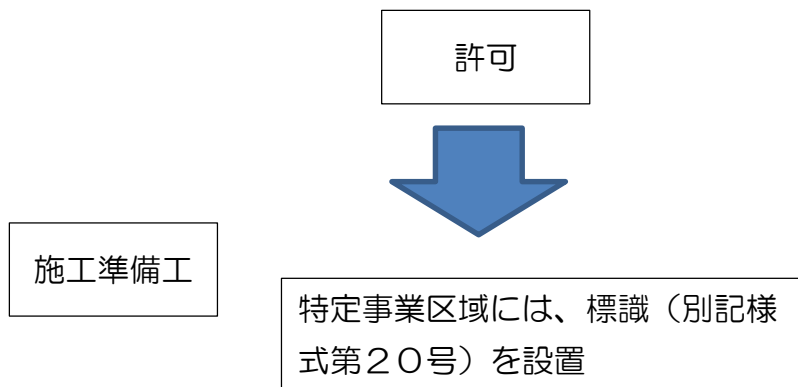
(1) 許可申請準備から埋立て準備まで

- ① 特定事業区域・土砂等埋立等区域の確認
(特定事業区域を明確にするため、外周部に杭(色スプレーを塗布)を設置してください。)
- ② 測量を実施し、特定事業区域の平面図・縦断面図(測点間隔は原則20mとし、形状が変化する地点にも測点を設定してください。また、測点には杭(色スプレー塗布)を設置してください。)
・横断面図・排水施設計画図等を作成
※1 杭(くい): 地中に打ち込んで、目印や支柱にする棒です。
※2 杭は、外周部と測点で塗布する色を変えてください。
また、施工中の立入検査、特定事業完了時の検査に備えて、可能な限り完了まで存置してください
(設置に当たっては、完了まで存置することを考慮の上、設置場所を設定してください。)
- ③ 上記①、②の作業後に、特定事業区域・土砂等埋立等区域の着工前の現況及び杭を設置した状況の写真を撮影してください。

許可申請に必要な書類を揃え、町長に申請
(別記1 特定事業許可申請書の記載要領(P.28)等参照)

町による現地調査・書面審査等

- ・ 町による発生場所の現地調査を行う場合は次のとおりとする。
 - ①申請者、施工者、土地所有者が、過去において違反をしている、又は改善命令、措置命令等の対象者の場合
 - ②土砂等の発生場所が群馬県内又は役場を中心に半径20km圏内以外から搬入することを町長が特別に認めた場合(理由書を提出)
 - ③その他の事情により、発生場所の現地調査が必要と認める場合
- ・ 申請書に不備不足等がある場合には、町の指示に基づき補正等



(2) 土砂等の搬入から完了検査まで

許可後、土砂等搬入届出書を町長に提出（搬入する日の10日前まで）（別記4 土砂等搬入届出書の記載要領（P.46）等参照）



- ・ 許可を受けた施工計画に則って施工するとともに、周辺地域の生活環境保全・災害発生防止計画に則って対応すること。
- ・ 技術上の基準等を踏まえた設計、作業方法、必要な構造設備の主な遵守事項は次のとおり。

埋立て準備工

- ① 土砂等による埋立て等の締固めは、ブルドーザー又はバックホーで施工し、1層を30cm程度で層状に施工しながら、法面を整形すること。
- ② 法面の勾配は、1：1.8勾配以上で整形すること（図-1（p.26参照））。
- ③ 搬入した土砂等の数量が分かるように毎日「特定事業施工管理台帳（別記様式第21号）」に記載すること（別記6 特定事業施工管理台帳の取扱要領（p.47）参照）。
- ④ 要所ごとに写真撮影を行うこと。

⑤ 埋立て工については、以上のことを繰り返し、土砂等による埋立て等の完了後の法面は、緑化等の法面保護工を施工すること。

※ 特定事業区域に土砂等を搬入する場合には車両の見やすい箇所に土砂等の搬入に供する車両である旨を表示し、搬入を委託する場合にはその旨を表示させるよう努めること（別記5 車両の表示要領（p.47）参照）。

排水施設工、擁壁工

※ 設置する構造物の内容によっては、準備工、防災工として埋立て工前に施工

① 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合は、有孔管等による排水施設を設置し、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合は、十分な能力及び構造を有する排水施設を設置すること。

水質検査を行うために必要な措置をすること。

② 擁壁等を設置する場合、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

施工状況報告

① 特定事業の許可を受けた日から3か月ごとに遅滞なく、特定事業施工状況報告書（別記様式第22号）に、当該期間の特定事業施工管理台帳の写しを添えて、知事に報告すること（別記6 特定事業施工管理台帳の取扱要領（p.47）参照）。

※ 特定事業施工管理台帳は、特定事業区域又は最寄りの事務所・事業所内に備え付け、特定事業区域に搬入した土砂等の「搬入時刻」、「搬入車両の登録番号・運転者の氏名」、「数量」等を毎日記載すること。また、事務所・事業所内には、特定事業施工管理台帳とともに特定事業許可に係る申請書、届出書、報告書及び添付書類の写しを備え付け、利害関係者が随時閲覧できるようにしておくこと。

事業内容の変更

① 特定事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に特定事業変更許可申請を行い、許可を得た後、行うこと（別記7 特定事業変更許可申請書の記載要領（p.49）等参照）。当該変更につき、土地所有者から同意を得て同意書を添付すること。

② 軽微な変更の場合は、変更のあった日から14日以内に特定事業軽微変更届書（別記様式第10号）を提出すること（別記8 特定事業軽微変更届出書の記載要

領（p.51）参照）。当該変更につき、土地所有者から同意を得て同意書を添付すること。

埋立て等施工中の土壌検査、水質検査

- ① 土砂等搬入開始後の経過期間、又は搬入した土砂等の数量に応じて、土壌検査を実施し、報告期限までに結果を町長に提出すること（実施方法、報告期限等は、「IV 埋立て等施工中の土壌検査」（p.17）参照）。
- ② 特定事業区域から排出される水がある場合には、土砂等搬入開始後の経過期間、又は搬入した土砂等の数量に応じて、水質検査を実施し、報告期限までに結果を町長に提出すること（実施方法、報告期限等は、「V 埋立て等施工中の水質検査」（p.22）参照）。

施工完了



特定事業完了届出書（別記様式第16号）提出後、町の確認を受けること。

※ 届出書には、出来形図面等（平面図、断面図、土砂等容量計算書等）を添付すること（別記10 特定事業完了届出書の記載要領（p.54）参照）。

特定事業完了後の土壌検査、水質検査

- ① 町の検査を受け、施工計画等に適合していると認められた後、土壌検査、水質検査を実施し、報告期限までに結果を町長に報告すること。
（実施方法、報告期限等は、「IV 埋立て等施工中の土壌検査」（p.17）、「V 埋立て等施工中の水質検査」（p.22）参照。水質検査の要否は、埋立て等施工中の水質検査の要否に同じ。）

IV 埋立て等施工中の土壌検査

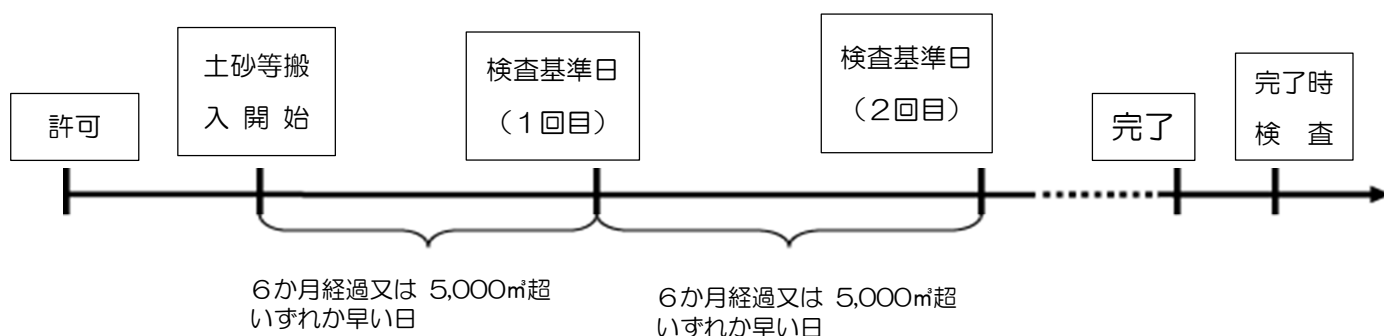
土壌検査の実施方法

- ① 特定事業の許可を受けた者は、①「特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日から6か月を経過する日」、又は②「特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日から特定事業区域に搬入した土砂等の数量が 5,000m³を超える日」のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、土壌検査を行う義務を負う。

なお、一度検査基準日が到来した場合、上記内容は、①「前回の検査基準日から6か月を経過する日」、又は②「前回の検査基準日から特定事業区域に搬入した土砂等の数量が 5,000m³を超える日」と読み替える。

また、土壌検査のための試料採取には、町の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整すること。

<イメージ図>



- ② 特定事業区域内の土壌検査は、次の表の左欄に掲げる土砂等埋立等区域の面積に応じ、当該土砂等埋立等区域をそれぞれ同表の右欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9

8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

- ③ 土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、等分された区域の中央地点、及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5～10mまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と、当該区域の境界との中間地点4地点）の計5地点において等量を採取し、等分された1つの区域ごとに混合し、それぞれ1つの試料とすること（図-2（p.26）参照）。
- ④ 土壌検査は、次の土砂施行規則別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行うこと。

土壌検査の報告

土壌検査の結果は、検査基準日から1か月を経過する日（特定事業完了後の土壌検査については、「町長が定める日」）までに、「特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第23号）」に必要書類を添えて町長に報告すること（別記11 特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領（p.55）参照）。

土砂施行規則 別表第1（第3条、第10条、第16条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法（日本産業規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年

		環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102の65.2(日本産業規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法
ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下(埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地(田に限る。銅の項及び別表第3備考第2号において同じ。)である場合にあっては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満)	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号。以下「平成9年環境庁告示第10号」という。)付表に掲げる方法
1・2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法

1・1ージクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1・2ージクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1・1・1ートリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1・1・2ートリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1・3ージクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102の34.1(日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K

		0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1c)(注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める
1・4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

V 埋立て等施工中の水質検査

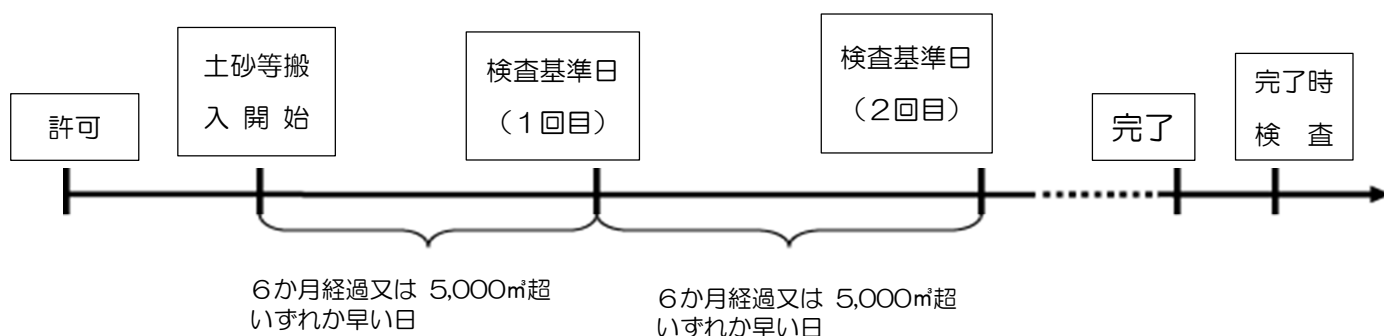
水質検査の実施方法

- ① 特定事業区域内の雨水等を特定事業区域以外に排出する場合、特定事業区域内に湧水や常流水が確認された場合、埋立て等施工前に多孔管や暗渠管等の排水施設を埋設して、湧水や常流水を区域外へ排出すること。このような暗渠排水施設から排出する水がある場合に、水質検査を実施すること。
- ② 水質検査を実施しなければならない場合、特定事業の許可を受けた者は、①「特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日から6か月を経過する日」、又は②「特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日から特定事業区域に搬入した土砂等の数量が 5,000m³を超える日」のいずれか早い日（土壌検査における「検査基準日」と同じ。）をもって、水質検査を行う義務を負う。

なお、一度検査基準日が到来した場合、上記内容は、①「前回の検査基準日から6か月を経過する日」、又は②「前回の検査基準日から特定事業区域に搬入した土砂等の数量が 5,000m³を超える日」と読み替える。

また、水質検査のための試料採取には、町県の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整すること。

<イメージ図>



- ③ 水質検査は、次の土砂施行規則別表第3の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行うこと。
- ④ 検査すべき時点で天候の関係で水質検査を行えない場合（行えないと予測できる場合）は、前後1か月以内にできるだけ排水が多く流れているとき（降雨時前後等）に試料を採取し、分析調査を行うようにすること。
- ⑤ 水質の調査の目的は、盛土等を行う区域外に基準に適合しない水の排出を行わないためのものです。したがって、盛土等区域と公共用水域との接続部において調査を行うようにすること。

盛土等を行うに当たって設置される排水施設（側溝、調整池など）において、

水質調査に必要な試料が採取できる構造が必要となる。調整池や流末に設置する集水柵、浸透柵及び側溝の段差などを利用して、水質調査を行えるようにし、その旨を申請書に記載すること。

- ⑥ 常水がない場合は、工程を勘案し、定期報告や完了の前後1か月以内にできるだけ排水が多く流れているとき（降雨時前後等）に試料を採取し、分析調査を行うようにすること。
- ⑦ 特定事業区域から特定事業区域以外に排水するために複数の排水放流箇所がある場合は、すべての箇所で水質検査が必要となる。敷地から排出されるすべての排水に水質基準が適用されるため、許可申請時に採水地点を図示し、その地点で水質調査を行ってください。

水質検査の報告

水質検査の結果は、検査基準日から1か月を経過する日まで（特定事業完了後の水質検査については、「町長が定める日」）に、「特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第23号）」に必要書類を添えて町長に報告すること（別記11 特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領（p.55）参照）。

土砂施行規則 別表第3（第17条関係）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102の38.1.2（日本産業規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、日本産業規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、日本産業規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルシメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102の65.2（日本産業規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法
砒素	日本産業規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方

	法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1・2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1・2-ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1・1・1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1・1・2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1・3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	日本産業規格K0102の34.1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害

	<p>となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1c)(注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</p>
ほう素	日本産業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1・4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102の12.1に定める方法又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法

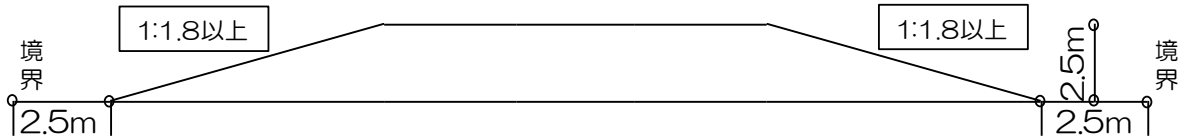
備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

IV 標準図

図一1 「土砂等による埋立等の高さ」とは、「法面の勾配」とは

埋立等の高さは、特定事業により生じる法面の最下部と最上部との高低差をいう。高さの上限は、2.5mまで。法面の勾配は、1:1.8勾配以上とする。

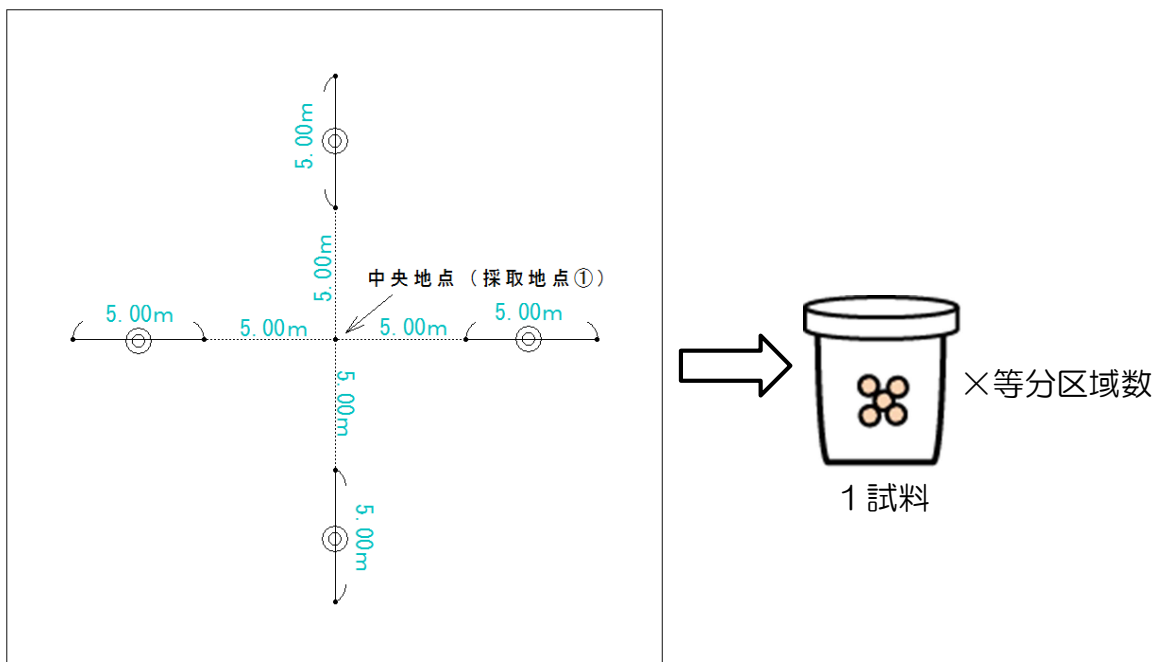


図一2 土壌検査試料採取方法

土砂等埋立等区域の面積に応じ、当該土砂等埋立等区域をそれぞれ10ページの②の表の右欄に掲げる数以上の区域に等分し、区分された区域ごとに次のとおり土砂等を採取すること。

<原則>

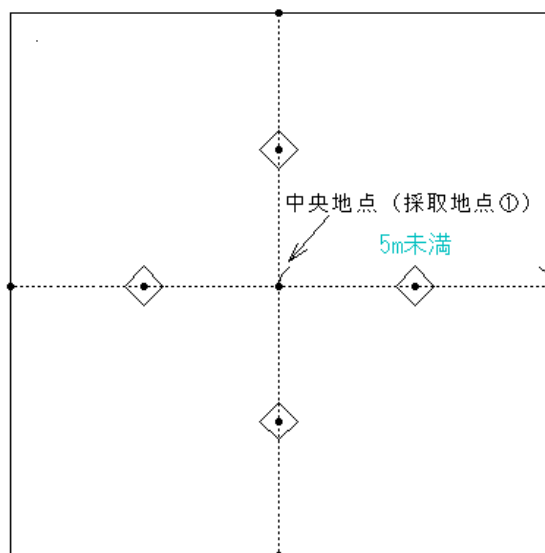
等分された区域の中央地点（下図の①）、当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5～10mまでの4地点（下図の◎）の計5地点において等量を採取し、等分された1つの区域ごとに混合し、それぞれ1つの試料とする。



◎：採取地点②～⑤（中央地点から5～10mの線上）

※＜等分された区域の中央地点から境界までが5m未満の場合＞

等分された区域の中央地点（下図の①）、当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点（下図の◇）の計5地点において等量を採取し、等分された1つの区域ごとに混合し、それぞれ1つの試料とする。



◇：採取地点②～⑤（中央地点と区域の境界との中間地点）

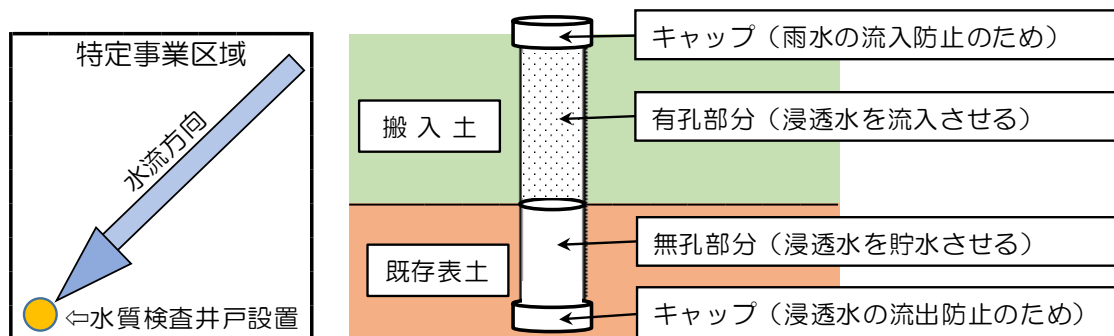
● 水質検査採水例（排水（雨水排水）設備を設ける必要のない場合で排水設備を設けるとき又は自主的に行いたいときなど）

採水用の井戸等を、特定事業区域内において最も下流になると予測される地点に、塩ビ管等を用いて下図の例を参考に設置すること。

設置する井戸の径や井戸の貯水量については、検査を実施する機関と調整し、検査における試料採取に支障のないものとする。

採取した試料は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により、水質検査を行うこと。

＜水質検査採水用井戸設置例＞



別記1 特定事業許可申請書の記載要領

1 申請書の提出方法等

(1) 申請書はフラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

また、フラットファイル等の背表紙及び表紙に「特定事業許可申請書 ○○○○○ (申請者名)」と記載すること。

(2) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「特定事業許可申請書 (別記様式第2号)」を使用すること。

3 特定事業許可申請書の記載

(1) 埋立て等の目的

建設残土の処分、宅地造成、農地改良及び一時保管等の具体的な埋立て等の目的を記入すること。

(2) 特定事業区域の面積、土砂等埋立等区域の面積

面積は面積計算書 (小数点以下第2位) により算出された面積で、小数点以下第1位 (小数点以下第2位を切り捨て) まで記載すること。

(3) 特定事業を行う期間

特定事業を行う期間は最長で3年とすること。

(4) 特定事業区域に搬入する土砂等の数量

土砂施行規則第7条第3項第15号による計画縦断面図及び計画横断面図により算出された土砂等の数量で、小数点以下第1位 (小数点以下第2位を切り捨て) まで記載すること。

(5) 特定事業の施工に関する計画

「別紙のとおり」と記載し、「別記2 特定事業の施工に関する計画書 (p.38)」に従い計画書を作成、添付すること。

(6) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

「別紙のとおり」と記載し、「別記3 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書 (p.43)」に従い計画書を作成、添付すること。

(7) 役員の氏名及び住所

申請者が法人の場合、役員の氏名及び住所を記載すること。

(8) 施工管理者の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号

通常所在する事務所等に電話の設置がない場合には、通常連絡の取れる電話番号を記載すること。

特定事業許可申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類		様式の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
申請書	特定事業許可申請書 (別記様式第2号)	有り	・「別記1 特定事業許可申請書の記載要領(p.28)」を参照すること。	
	特定事業の施工に関する計画書	有り	・「別記2 特定事業の施工に関する(変更)計画書(p.37)」に基づき作成すること。	
	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書	有り	・「別記3 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書(p.42)」に基づき作成すること。	
添付書類	1 特定事業区域の位置を示す図面	無し	・道路、地勢等周辺の状況が容易に把握できるもので、方位及び特定事業区域の位置が記されているものであること。	1/10,000以上
	2 特定事業区域の付近の見取図	無し	・特定事業区域及び土砂等埋立等区域の周辺の状況が容易に把握できるものであること。	1/2,500以上
	3 土砂等埋立等区域の見取図	無し		
	4 申請者の住民票の写し ※住民票の写しは複写可	無し	・申請者が個人である場合、添付すること。 ・申請日前3か月以内に発行されたもので、本籍の記載があり、個人番号の記載がないものであること。	
	5 法人の登記履歴事項証明書及び役員全員(監査役を含む。)の住民票の写し ※登記履歴事項証明書、住民票の写しは複写可	無し	・申請者が法人である場合、添付すること。 ・申請日前3か月以内に発行されたものであること。 ・住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号の記載がないものであること。	
	6 法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合においては、その登記履歴事項証明書及び役員の住民票の写し)		・申請者が未成年者である場合には、添付すること。 ・申請日前3か月以内に発行されたものであること。 ・住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号の記載がないものであること。	
	7 特定事業施工に係る資金調達計画書(別記様式第3号)	有り		

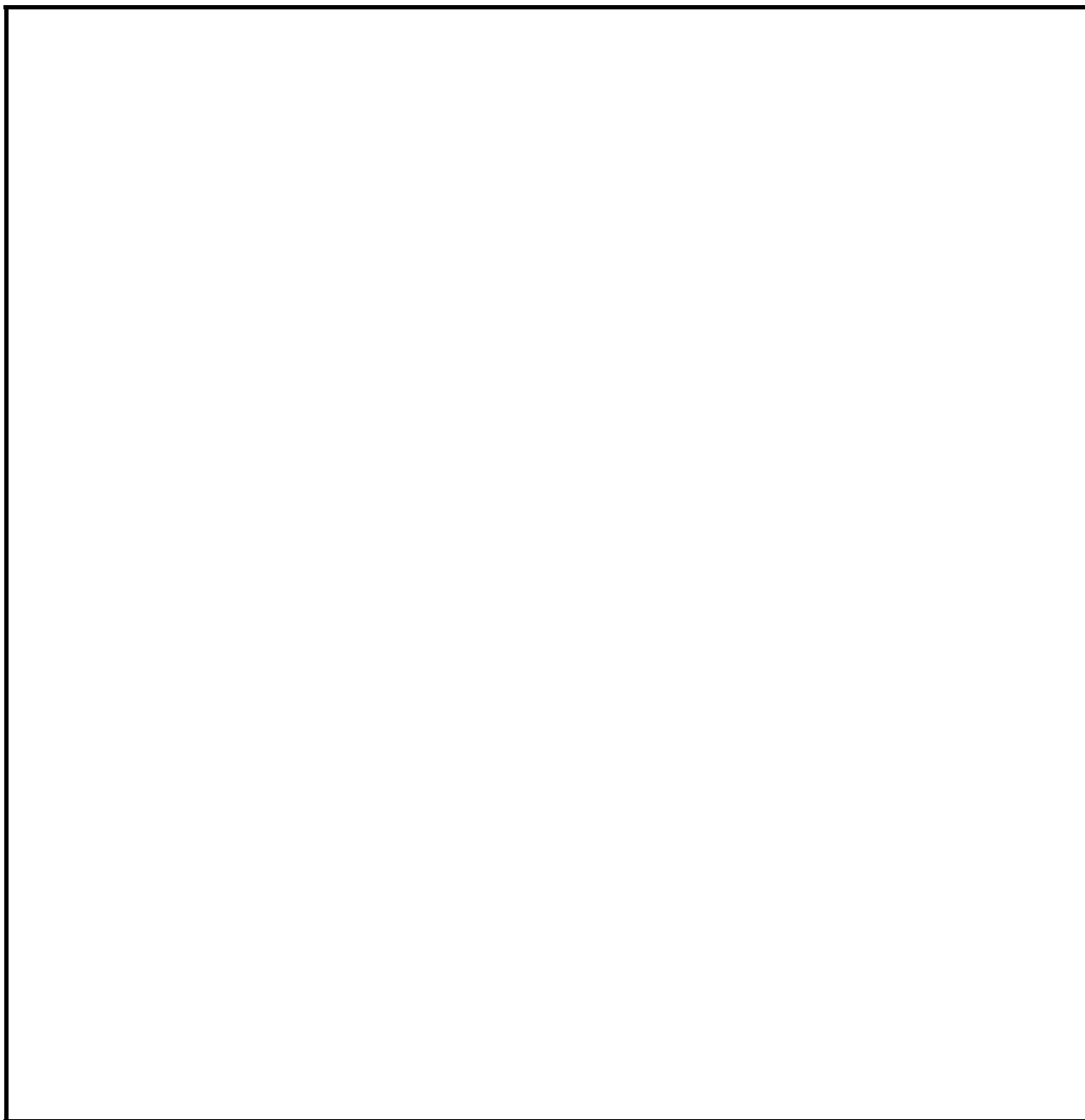
8 資産及び負債に関する調書（別記様式第4号）	有り	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が個人である場合、添付すること。 ※ 直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は複写可。 	
直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	無し		
9 直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	無し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人である場合、添付すること。 ※ 直近3年間の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は複写可。 	
10 特定事業区域の土地の登記事項証明書、不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し、又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し ※ 複写可	無し	<ul style="list-style-type: none"> 申請日前3か月以内に発行されたものであること。 特定事業区域が明示されており、特定事業区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名が記載されているものであること。 	
11 申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類	無し	<ul style="list-style-type: none"> ○当該土地の賃貸借契約書、土地売買契約書等 ※ 土地売買契約書の場合は、登記完了後、登記全部事項証明書を提出すること。 	
12 特定事業に係る土地所有者の同意書	有り	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業に係る土地所有者の同意書（別記様式第5号） 住所・氏名及び日付は、土地所有者が個人の場合は自署すること。法人の場合は、代表者の氏名を記名の上、担当者が署名することができる。 申請する特定事業の内容、特に同 	

			<p>意書に記載のある事項について説明し、同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有者に対する措置命令があることなどについても、説明し同意を得ること。 ・ 土地の賃貸借契約を締結している場合も提出すること。 	
13 特定事業に係る隣接土地所有者の同意書	有り		<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接土地所有者の同意書（別記様式第6号） ・ 住所・氏名及び日付は、隣接土地所有者が個人の場合は自署すること。法人の場合は、代表者の氏名を記名の上、担当者が署名することができる。 ・ 申請する特定事業の内容、特に同意書に記載のある事項について説明し、同意を得ること。 	
14 特定事業に係る近隣住民の承諾書	有り		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業に係る近隣住民の承諾書（別記様式第7号） ・ 近隣住民とは、特定事業区域の端部から100m以内の範囲に居住する者のこと。 ・ 住所・氏名及び日付は、土地所有者又は住宅等所有者等が個人の場合は自署すること（世帯主の自署も可）。法人の場合は、代表者の氏名を記名の上、担当者が署名することができる。 ・ 申請する特定事業の内容、特に承諾書に記載のある事項について説明し、承諾を得ること。 	
15 特定事業に係る関係者承諾書	有り		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業に係る関係者承諾書（別記様式第8号） ・ 住所・氏名及び日付は、関係者が個人の場合は自署すること。法人の場合は、代表者の氏名を記名の上、担当者が署名することができる。 ・ 申請する特定事業の内容、特に承諾書に記載のある事項について説明し、承諾を得ること。 	
16 特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し	無し			
17 施工管理者の住民	無し		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日前3か月以内に発行された 	

票の写し ※複写可		ものであること。 ・ 住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号の記載がないものであること。	
18 特定事業区域の現況平面図、現況断面図、面積計算書	無し	<ul style="list-style-type: none"> 断面図は、縦断面図及び横断面図とすること。 縦断面図の測点は、原則として20m間隔とし、形状が変化する地点に測点を設けること。 横断面図は縦横断面図の測点ごとに作成すること。 面積は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで表示すること。 農地以外の場合は、群馬県建築課が改訂した「開発許可制度の手引（最新版）第3章開発許可技術基準 8. 排水施設に関する基準」（群馬県ホームページ内（http://www.pref.gunma.jp/06/h7300158.html）で公開中）に基づき排水施設（調整池等）を設置すること。 面積計算は求積図等により根拠を明らかにすること。 	平面図 1/1,000 以上 縦断面図 1/1,000 以上 横断面図 1/1,000 以上
19 特定事業区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水図	無し	<ul style="list-style-type: none"> 上記15の計画縦断面図及び計画横断面図により算出すること。 土砂等の予定容量は、小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで表示すること。 	
20 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図、面積計算書	無し		
21 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書	無し	<ul style="list-style-type: none"> 上記15の計画縦断面図及び計画横断面図により算出すること。 土砂等の予定容量は、小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで表示すること。 	
22 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）	無し	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の設計根拠資料及び設計図 擁壁の構造、規模を示す図面 「別記12 擁壁の基準（P.56）」に基づく構造計算によって、安全が確認されているものであること。 構造計算、書面作成に当たっては、群馬県建築住宅課が作成した「宅地造成の手引」（群馬県ホームページ内（http://www.pref.gunma.jp/06/h7310072.html）で公開中）も確認すること。 ※ 擁壁の高さにかかわらず、擁壁を設置する場合には添付が必要	構造図 1/500 以上
23 雨水等を適切に排水しなければ、埋立て等をした土砂等が	無し	<ul style="list-style-type: none"> 湧水が確認できる土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合、又は 	集水区域 図面 1/5,000

流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあつては、排水施設の構造計画図、流出量算定及び排水断面算定を記載した書面		<p>盛土することにより地表水等が集中することが想定される場合には、暗渠排水施設の設置等排水に係る施設やその他有効な排水に係る措置を講じ、集水区域図から算出した流出量計算書、排水断面計算書及び構造図等の図面を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図面には、排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置が記載されていること。 ・ 図面には、排水施設の種類、材料が記載されていること。 	以上 構造図 1/500 以上
24 特定事業区域への土砂等の搬出入予定経路図	有り	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 34 に記載の様式 ・ 地区土木委員の同意を得ること。 	
25 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類	無し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為の許認可等の通知等であること。ただし、許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（提出先の受付印が押されているものに限る。） ・ 事業実施に伴って、国、県又は市町村と協議し、又は許認可等を受けたときは、当該協議の記録、許認可等を受けたことを証する書面の写し 	
26 申請者及び土地所有者の誓約書	有り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者（申請者が未成年者である場合にあつては、申請者及びその法定代理人）及び土地所有者の誓約書 ・ p. 35、p. 36 の誓約書により、提出すること。 	
27 農地転用許可が必要な場合は、許可指令書の写し又は許可申請書の写し			
28 道路又は水路を占用する場合は、当該許可書の写し			
29 埋蔵文化財の所在の有無に関する回答書の写し			
30 上記のほか、町長が必要と認める書類	無し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況写真（特定事業区域の全景がわかるように撮影すること。現況平面図に撮影位置を記入すること。） ・ 土砂等の発生場所が群馬県内又は役場を中心に半径20km圏内以外から搬入することを町長が認めた場合は、理由書を提出すること。 	

特定事業区域への土砂等の搬出入経路図



地区土木委員の同意

年 月 日

第 _____ 区 土木委員 _____ 印

年 月 日

第 _____ 区 土木委員 _____ 印

申請者の誓約書

- 1 土地の埋立て等の施工において、邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）及び邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）の規定を厳守することを誓約します。

- 2 土地の埋立て等の施工について疑義がある場合又は条例及び施行規則の規定に反する行為を行っている等の指摘を受けたときは、町長の指示に従うことを誓約します。

年 月 日

邑楽町長 あて

（申請者）住所（所在）

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

印

特定事業区域内土地所有者の誓約書

- 1 土地の埋立て等について、邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）の規定による土地所有者及び特定事業に係る土地所有者の責務等を確実に実施することを誓約します。
- 2 土地の埋立て等において、特定事業区域内にある土砂等は全て特定事業区域所有者である私の所有にあることを確認し、当該土砂等を検査等に必要な範囲内で試料として町長に提供することを誓約します。
- 3 当該特定事業の施工に係る土地周辺関係者の理解を得るように努めるとともに、当該特定事業の施工に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもって解決にあたることを誓約します。
- 4 前3項に掲げるもののほか、土地の埋立て等について疑義がある場合又は条例及び邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）の規定に反する行為を行っている等の指摘を受けたときは、町長の指示に従うことを誓約します。

年 月 日

邑楽町長 あて

(特定事業区域内土地所有者) 住所 (所在)

氏名 (名称及び代表者名)

印

電話番号

別記2 特定事業の施工に関する計画書

特定事業の施工に関する（変更）計画書

施工期間 自 許 可 日
 至 年 月 日

申請者（事業者）

1 現場組織表

① 事業者名 住 所
氏 名
電 話

② 現場施工体制 施工管理者
電 話

重機責任者
電 話

事務責任者
電 話

2 特定事業に使用する機械、資材

1) 使用機械

名 称	規 格	数 量	備 考

2) 使用資材

名 称	規 格	数 量	備 考

3 施工内容

以下は、土砂施行規則別表第2に規定する技術上の基準等を示したものである。実際の施工計画の作成に当たっては必要な部分を記載することとし、このページをそのままコピーして申請書に添付しないこと。

また、記載に当たっては、技術上の基準等だけでなく、他の法令の基準、現地の状況等を確認し、盛り込むなど適切な内容、文言とすること。

【技術上の基準】（土砂施行規則別表2）

基準	
1	<p>周辺対策</p> <p>(1) 事業の施工に当たっては、粉塵、騒音、振動及び搬出入車両による土砂等の飛散等により、周辺の土地、財産及び住民に被害、危害又は迷惑を及ぼすことのないようにすること。</p> <p>(2) 道水路を破損した場合は、原形復旧すること。</p> <p>(3) 道水路との境界及び占用する場合は関係機関と十分協議すること。</p>
2	<p>交通対策</p> <p>(1) 特定事業区域への土砂等の搬出入については、搬出入予定経路図に示された路線から搬出入すること。また、搬出入経路が通学路に当たる場合は、通学時間を避けること。</p> <p>(2) 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p> <p>(3) 土砂等の搬出入に伴う特定事業区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。道路を土砂等で汚した場合は速やかに清掃すること。</p>
3	<p>安全対策</p> <p>(1) 特定事業区域への出入口は1箇所とし、作業終了時には必ず閉鎖すること。</p> <p>(2) 土砂等埋立等区域以外の地域への土砂等による埋立て等により使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 事業の施工中の、事業の施行に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じる事故又は第三者に損害を与える事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。</p>
4	<p>作業時間等</p> <p>(1) 作業時間は、午前8時から午後5時までとする。</p> <p>(2) 日曜、祝日及び年末年始の作業は行わないこと。</p>
5	<p>埋立て又は土砂等のたい積</p> <p>(1) 土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に</p>

滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。

- (2) 著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
- (3) 土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次のとおりとする。
 - ア 土砂等によるたい積の高さは、土砂等埋立等区域の施行前の地盤高より2.5メートル以内であること。ただし、隣接する最も低い道路の側溝面又は道路面の高さより2.5メートル以内とすること（土砂等による埋立て等の施工中のたい積の高さにおいては、おおむね2.5メートル以内とすること。）。
 - イ 土砂等によるたい積の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。
- (4) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (5) 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
- (6) 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食から保護する措置が講じられること。又は土砂等による埋立て等に係る土地に隣接する土地（隣接する土地が申請者の土地である場合を除く。）の境界と土砂等埋立等区域との間隔が最大たい積時の土砂等による埋立て等の高さに相当する長さ（保安距離）をとる等の措置が講じられること。
- (7) 特定事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられること。
- (8) 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあつては、有孔管等による排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあつては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。
- (9) 下水道、排水路、河川その他の排水の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する十分な能力及び構造を有する調整池その他の施設を設けること。
- (10) 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること。ただし、一時たい積事業であつて、土砂等のたい積の目的が継続して特定事業を行わない一時的な土砂等の保管、農地の改良その他これらに類するも

のである場合は、この限りでない。

- (11) 事業を施行するに必要な関係法令の規定による手続きがなされていること。

【指 針】

- 1 土砂等の締固めは、ブルドーザー又はバックホーを用い、1層を30cm程度として行うこと。

4 計画工程表

工期	年	年														
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
準備工事																
測量等計画・準備																
伐採・伐根																
資材搬入路工																
丁張																
防災工																
土砂防止柵工																
排水工																
沈砂池工																
地盤改良工																
擁壁工																
土工事																
【土砂等搬入届出書提出】																
土砂埋立工																
【土壌等検査・結果報告】																
【施工状況報告書提出】																
排水施設工																
法面保護工																
【完了届出書提出】																

＜記載例＞
工事の工種ごとの計画工程を記載すること。

※ 土壌検査及び水質検査の時期は、定期的又は完了時若しくは廃止時等になります。

別記3 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害
の発生の防止に関する計画書

特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全
及び災害の発生の防止に関する計画書

施工期間 自 許 可 日
至 年 月 日

申請者（事業者）

1 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

以下は、指針を示したものである。実際の計画の作成に当たっては必要な部分を記載することとし、このページをそのままコピーして申請書に添付しないこと。
 また、記載に当たっては、指針だけでなく、他の法令の基準、現地の状況等を確認し、盛り込むなど適切な内容、文言とすること。

【指 針】

粉じんの飛散防止対策	特定事業区域が「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当する場合は、当該施設の管理に関する基準に適合すること。
騒音防止対策 振動防止対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂等を搬入する時間帯及び埋立て等の作業を行う時間帯は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前8時から午後5時までとすること。 2 特定事業区域内で行う作業が「騒音規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく騒音の規制基準に適合すること。 3 特定事業区域の周辺の地域における騒音の大きさが、騒音に係る環境基準に適合すること。 4 特定事業区域内で行う作業が「振動規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく振動の規制基準に適合すること。 5 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、特定事業区域の周辺の住宅地内を通行する際は徐行するよう要請すること。 6 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、過積載を行わないよう要請すること。
交通安全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定事業区域から公道への土砂等の撒き出しを防止すること。 2 土砂等の搬入路が通学路に当たる場合は、町教育委員会等と協議の上、搬入の時間帯を調整すること。 3 搬入路の幅員等の状況により、交通事故の発生が懸念される場合は、交通誘導員の配置や交通安全施設の設置等の措置を講ずること。
周辺住民の安全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさく等を設けること。 2 特定事業区域の出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
その他	土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、規則で定められている車両の表示を行うよう要請すること。

2 特定事業区域の災害の発生の防止に関する計画

以下は、指針を示したものである。実際の計画の作成に当たっては必要な部分を記載することとし、このページをそのままコピーして申請書に添付しないこと。

また、記載に当たっては、指針だけでなく、他の法令の基準、現地の状況等を確認し、盛り込むなど適切な内容、文言とすること。

【指 針】

緊急連絡体制の整備	災害の発生が切迫し、又は災害が発生した場合に備えて、関係者及び関係行政機関との緊急連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
災害の発生を防止するための応急対策	<p>災害の予兆が認められるときは、次のような応急措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地割れ（クラック）が生じたときは、ビニールシートで覆うなどして雨水の浸透を防ぐ。 2 雨水や湧水により法面が浸食されたときは、必要な箇所に排水施設を設置する。

別記4 土砂等搬入届出書の記載要領

1 使用する様式

「土砂等搬入届出書（別記様式第11号）」を使用すること。

2 土砂等搬入届出書の記載

(1) 搬入しようとする土砂等の予定量

「土砂等排出元証明書（別記様式第12号）」の「今回の証明に係る土砂等の排出量」欄記載の土量を記載すること。

（※土砂等排出元証明書記載の土量は最大 5,000m³まで）

土砂等搬入届出書及び添付書類一覧

書類番号	届出書・添付書類	様式の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	土砂等搬入届出書 （別記様式第11号）	有り		
2	土砂等排出元証明書 （別記様式第12号）	有り	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の排出者の記名がなされているもの。 ・「今回の証明に係る土砂等の排出 	

	号)		量」欄記載の土量は1度に最大5,000 m ³ まで。	
3	検体試料採取調書 (別記様式第13号)	有り		
4	土壌検査証明書 (別記様式第14号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> 計量士(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号に規定する環境計量士(濃度関係)であるものに限る。)が発行したもの。 <p>届出前3か月以内の証明書であること。なお、調査後、搬入をする前に掘削等されて現況が変化している場合は、再度調査をした証明書を添付すること。</p>	
5	土壌検査の試料を採取した地点の位置図、現場写真	無し	<ul style="list-style-type: none"> 位置図は、周辺の状況が容易に把握判明できるもの。 現場写真は、排出場所の概ねの全景及び採取状況が撮影されたもの。 	1/100~ 1/1,000

別記5 車両の表示要領

1 根拠

(1) 車両の表示(土砂条例第25条)

許可等を受けた者は、車両を使用し、又は委託して特定事業区域に土砂等を搬入するとき(土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託して搬入するときを含む。)は、当該特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めること。

(2) 表示する事項(土砂施行規則第20条)

- ① 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- ② 特定事業区域の所在地(特定事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該特定事業区域を代表する所在地)
- ③ 特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
- ④ 特定事業の許可番号
- ⑤ 特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

2 記載例

邑楽町許可	土砂等搬入車両
◎搬入先（特定事業区域）	
群馬県邑楽郡邑楽町大字〇〇字〇〇 △△△△番地	
◎許可事業者（申請者）	
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 （株）邑楽土砂	
◎許可番号 邑建指令発第〇〇〇-〇〇号	
◎土砂等搬入業者	
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 土砂建設 株式会社	

注 大きさは、規格A3判（縦29.7センチメートル以上、横42.0センチメートル）以上とすること。

別記6 特定事業施工管理台帳の取扱要領

1 根拠

- ① 帳簿の記載（土砂条例第22条第1項、土砂施行規則第15条第1項）
 - ・ 特定事業の許可等を受けた者は、当該許可等に係る特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の土砂施行規則で定める事項を帳簿に記載しておくこと。
 - ・ 帳簿の記載は、「特定事業施工管理台帳（別記様式第18号）」により、毎日行うこと。
- ② 町長への報告（土砂条例第22条第2項、土砂施行規則第15条第3項）
 - ・ 特定事業の許可等を受けた者は、定期的に、当該許可等に係る特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の土砂施行規則で定める事項を町長に報告すること。
 - ・ 報告は、特定事業の許可を受けた日（再開したときは、再開した日。）から3か月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可を受けた日の属する月を1か月とみなす。（例：4/15許可の場合の報告対象期間⇒4/15～6/30））に遅滞なく、「特定事業施工状況報告書（別記様式第22号）」に当該期間の特定事業施工管理台帳の写しを添えて行うこと。

2 使用する様式

- ① 帳簿の記載は「特定事業施工管理台帳（別記様式第21号）」を使用すること。

② 町への報告は「特定事業施工状況報告書（別記様式第22号）」を使用すること。

3 特定事業施工管理台帳に記載する土砂等の数量

① 特定事業区域に搬入されるトラック1台毎に土砂等の数量（体積）を記載する。

② 土砂等の単位重量は1.8 t/m³とし、原則としてトラック1台当たりの土砂等の数量（m³）は下表のとおりとする。

※ 土砂等をトラックに積載するに当たっては、法令違反（過積載及び土砂等運搬禁止車両（土砂禁ダンプ）への積載等）は行わないとともに、土砂等搬入事業者、搬入車両運転手にも法令を遵守するよう求めること。

トラックの最大積載重量(t)	土砂等の数量 (m ³)
2	1. 1
4	2. 2
10	5. 6
22	12. 2
24	13. 3
26	14. 4
29	16. 1
36	20. 0

別記7 特定事業変更許可申請書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業変更許可申請書（別記様式第9号）」を使用すること。

2 特定事業許可申請書の記載

(1) 変更の内容

土砂条例第12条第2項第2号から同条同項第10号で定める次の事項のうち、変更する事項を記載すること。

- ① 埋立て等の目的
- ② 特定事業区域の位置及び面積
- ③ 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- ④ 特定事業を行う期間（延長する場合に限る）

※ 期間を延長する場合は、最長1年。

- ⑤ 特定事業区域に搬入する土砂等の数量（増加させる場合に限る）

- ⑥ 受託者又は請負人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ⑦ 特定事業の施工に関する計画
 - ⑧ 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画
 - ⑨ 特定事業を行っている間において、特定事業区域以外への排水の水質検査を行うために必要な措置（特定事業区域から排出される水がある場合）
- (2) 変更の理由
 変更に至った具体的な理由を記載すること。

特定事業変更許可申請書及び添付書類一覧

書類番号	申請書・添付書類	様式の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業変更許可申請書 (別記様式第9号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「別記1 特定事業許可申請書の記載要領 (p.28)」「別記7 特定事業変更許可申請書の記載要領 (p.49)」を参照のこと。 	
2	特定事業の施工に関する(変更)計画書	有り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容に変更がある場合、添付すること。 	
3	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書	有り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容に変更がある場合、添付すること。 	
4	土砂施行規則第7条第3項各号に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するもの	有り / 無し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業許可申請書(別記様式第2号)裏面の添付書類1～21のうち、変更事項に係る書類で、変更に応じた書類を添付。 ・ 土砂等の数量の変更にあっては、当該数量を算出するために用いた変更縦断面図、変更横断面図及び変更容量計算書を添付。 ・ 図面については、当初許可申請書に添付した図面と同一の縮尺の図面とし、変更の内容が容易に把握できるものであること。 	
5	資産及び負債に関する調書(別記様式第4号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が個人である場合、添付すること。ただし、当初許可申請又は既に許可を受けた変更許可申請の際に提出済みの場合は不要 	

	直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	無し		
6	直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	無し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人である場合、添付すること。ただし、当初許可申請又は既に許可を受けた変更許可申請の際に提出済みの場合は不要 	

別記8 特定事業軽微変更届出書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業軽微変更届出書（別記様式第10号）」を使用すること。

2 特定事業軽微変更届出書の記載

(1) (軽微な) 変更の内容

土砂条例第12条第2項第1号、第11号若しくは第12号、又は土砂施行規則第9条第2項第1号から第3号までに定める次の事項のうち、変更する事項を記載すること。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 施工管理者の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号
- ③ 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- ④ 特定事業の期間の変更（短縮する場合に限る。）
- ⑤ 特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（減少させる場合に限る。）
- ⑥ 特定事業の施工計画の変更（④、⑤に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

3 届出の期日

当該変更のあった日から14日以内

特定事業軽微変更届出書及び添付書類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	様 式 の 有 無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業軽微変更届出書（別記様式第10号）	有り		
2	特定事業の施工に関する（変更）計画書（p.38）	有り	・ 特定事業の期間の変更及び、特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更に係る場合で、内容に変更がある場合、添付すること。	
3	添付書類	無し	① 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し（届出日前3か月以内に発行されたもので、本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの） ② 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書（代表者が新たに就任した場合は③による。） ③ 法人の役員（監査役を含む）が新たに就任した場合にあっては、法人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し（届出日前3か月以内に発行されたもので、本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの） ④ 土砂等の数量の変更にあっては、当該数量を算出するために用いた縦断面図、横断面図及び容量計算書を添付。	

別記9 特定事業地位承継届出書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業地位承継届出書（別記様式第19号）」を使用すること。

2 特定事業地位承継届出書の記載

(1) 承継の理由

相続、新設合併、吸収合併、新設分割、吸収分割等、特定事業の全部を承継した理由を記載すること。

3 届出の期日

承継した日から30日以内

特定事業地位承継届出書及び添付書類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	様 式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業地位承継 届出書 (別記様式第19号)	有り		
2	添付書類(個人)	※法人の場合は3へ		
	① 被相続人との続 柄を証する書類	無し	・ 戸籍謄本、遺産分割協議書等相 続関係を示すもの	
	② 届出者の住民票 の写し	無し	・ 届出日前3か月以内に発行され たもので、本籍の記載があり、個 人番号の記載がないものであるこ と。	
	③ 特定事業施工に 係る資金調達計画 書(別記様式第3 号)	有り		
	④ 資産及び負債に 関する調書(別記 様式第4号)	有り		
	⑤ 直近3年間の所 得税の納付すべき 額及び納付済額を 証する書類、事業 税の納付すべき額 及び納付済額を証 する書類	無し		
	⑥ 法令等に基づく 許認可等を要する ものである場合に あっては、特定事 業が当該法令等に 基づく許認可等を 要するものである ことを示す書類	無し	・ 当該行為の許認可等の通知等 であること。ただし、許認可等の決 定がなされていない場合には、申 請書の写し(提出先の受付印が押 されているものに限る)。	
3	添付書類(法人)	※個人の場合は2へ		
	① 合併契約書又は 分割契約書の写し			
	② 法人の登記事項 証明書及び役員全	無し	・ 申請日前3か月以内に発行され たものであること。	

	員（監査役含む）の住民票の写し		・ 住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号の記載がないものであること。	
	③ 特定事業施工に係る資金調達計画書（別記様式第3号）	有り		
	④ 直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	無し	・ 吸収合併又は吸収分割により特定事業の全部を承継した法人の場合に添付。	
	⑤ 法人が現に行っている事業の概要を説明する書類	無し	・ 吸収合併又は吸収分割により特定事業の全部を承継した法人の場合に添付。	
	⑥ 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類	無し	・ 当該行為の許認可等の通知等であること。ただし、許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（提出先の受付印が押されているものに限る。）。	
4	上記のほか、町長が必要と認める書類	無し		

別記10 特定事業完了届出書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業完了届出書（別記様式第16号）」を使用すること。

2 届出の期日

特定事業を完了した日から10日以内

特定事業完了届出書及び添付種類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	様 式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業完了届出書（別記様式第13号）	有り		
2	特定事業区域の出来形平面図、出来形断面図、面積計算書	無し	<ul style="list-style-type: none"> 出来形断面図は、出来形縦断面図及び出来形横断面図とすること。 	
3	土砂等埋立等区域の出来形平面図、出来形断面図、面積計算書	無し		
4	埋立て等をした土砂等の出来形容量計算書	無し	<ul style="list-style-type: none"> 土砂の容量は、出来形縦断面図及び出来形横断面図より算出すること。 	
5	出来形雨水排水図	無し	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置が記載されていること。 排水施設の種類、材料が記載されていること。 	

別記 1 1 特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第20号）」を使用すること。

2 不要な文字の削除

様式中の不要な文字は横線で消すこと。

3 届出の期日

(1) 特定事業許可期間中に実施する検査

土壌検査等の義務を負った日（p.17の①、p.22の②参照）から1か月を経過する日まで

(2) 特定事業完了後に実施する検査

町長が指定する日まで

特定事業区域内土壌検査等報告書及び添付書類一覧

書類 番号	報告書・添付書類	様 式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業区域内土 壌検査等報告書 (別記様式第23 号)	有り	・ 様式中の不要な文字は横線で消 すこと。	
2	検体試料採取調書 (別記様式第13 号)	有り	・ 特定事業区域内土壌検査のため の試料は、町長が指定する職員の 立会のもと、採取すること。	
3	土壌検査証明書 (別記様式第14 号)	有り	・ 計量士(計量法(平成4年法律 第51号)第122条第1項の規 定により登録された者であって、 計量法施行規則(平成5年通商産 業省令第69号)第50条第1号 に規定する環境計量士(濃度関 係)であるものに限る。)が発行 したもの。	
4	水質検査証明書 (別記様式第24 号)	有り	・ 計量士(計量法(平成4年法律 第51号)第122条第1項の規 定により登録された者であって、 計量法施行規則(平成5年通商産 業省令第69号)第50条第1号 に規定する環境計量士(濃度関 係)であるものに限る。)が発行 したもの。 <u>※ 水質検査の実施を要しない場合 は、添付不要</u>	
5	検査の試料を採取 した地点の位置 図、現場写真	無し	・ 位置図は、周辺の状況が容易に 把握できるもの。 ・ 現場写真は、排出場所の概ねの 全景及び採取状況が撮影されたも の。	1/100~ 1/1,000

別記12 擁壁の基準

(宅地造成等規制法施行令から抜粋)

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第6条第1項第2号 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は
間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- (2) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
- (3) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
- (4) 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- (2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- (3) 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第8条 第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質

に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- (3) 前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第9条 第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第2（第7条、第19条関係）

土質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3（第7条、第19条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第8条関係）

土質		擁壁				
		勾配	高さ	下端部分の厚さ		
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上		
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上		
			65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上	
		65度以下	2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上		
			3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上		
			3メートル以下	40センチメートル以上		
		第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
					2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
					65度を超え70度以下	2メートル以下
65度以下	2メートルを超え3メートル以下			60センチメートル以上		
	3メートルを超え4メートル以下			75センチメートル以上		
	2メートル以下			40センチメートル以上		
	2メートルを超え3メートル以下			50センチメートル以上		
65度以下	3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上				
	4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上				

第 3 種	その他の土 質	70度を超え75 度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70 度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	105センチメートル以 上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	95センチメートル以上
			4メートルを超え 5メートル以下	120センチメートル以 上

※ 擁壁の構造計画並びに応力算定及び断面算定を記載した構造計算を記載した書面（p.32の22）を作成するに当たっては、上記のほか、群馬県建築住宅課が作成した「宅地造成の手引」（群馬県ホームページ内(<http://www.pref.gunma.jp/06/h7310072.html>)で公開中）も参考にすること。